

# 地域密着型通所介護

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	特定非営利活動法人なのはな徳島
主たる事務所の所在地	〒770-8041 徳島県徳島市上八万町西山1430番地2
代表者（職名・氏名）	理事長 宿里 智子
設立年月日	平成16年2月5日
電話番号、FAX	TEL:088-644-3508 FAX:088-635-5308
ホームページ	<a href="https://www.npo-nanohana.or.jp">https://www.npo-nanohana.or.jp</a>

### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービス 元気の学校		
サービスの種類	地域密着型通所介護		
事業所の所在地	〒770-8041 徳島県徳島市上八万町西山1430番地2		
電話番号、FAX	TEL:088-644-3508 FAX:088-635-5308		
指定年月日・事業所番号	平成18年12月1日指定	3670101561	
利用定員	定員18人		
通常の事業の実施地域	徳島市		

### 3. 事業の設備等

利用定員	18名	静養室	1
食堂兼機能訓練室	2室 63.0㎡	相談室	1
浴室	一般浴槽（個浴）	特殊浴槽	各1

#### 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 5. 提供するサービスの内容

地域密着型通所介護）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

#### 6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで 尚、電話等により常時連絡が可能な体制とする
サービス提供時間	午前9時00分から午後3時30分まで 延長時間は、午前8時00分から午前9時00分まで 及び 午後3時30分から午後7時00分まで とします。

#### 7. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者（生活相談員と兼務）	常勤 1人
生活相談員（管理者と兼務）	常勤 2人
看護職員（機能訓練指導員と兼務）	常勤 1人 以上
介護職員	常勤 2人 以上
機能訓練指導員（看護師）	常勤 2人 以上
その他	常勤 1人 以上

#### 8. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 山口 勝彦 生活相談員 南平 佳代
管理責任者の氏名	管 理 者 山口 勝彦

## 9. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額です。平成30年8月から、一定以上の所得のある利用者についてはサービス利用時の負担割合が2割、又は3割になります。また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 通所介護の利用料

#### 【基本部分：通所介護費（小規模型）（地域密着型）】

令和6年4月から

所要時間 (1回あたり)	利用者の 要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割)※(注6)参照
3時間以上 4時間未満	要介護1	4,160円	416円
	要介護2	4,780円	478円
	要介護3	5,400円	540円
	要介護4	6,000円	600円
	要介護5	6,630円	663円
4時間以上 5時間未満	要介護1	4,360円	436円
	要介護2	5,010円	501円
	要介護3	5,660円	566円
	要介護4	6,290円	629円
	要介護5	6,950円	695円
5時間以上 6時間未満	要介護1	6,570円	657円
	要介護2	7,760円	776円
	要介護3	8,960円	896円
	要介護4	10,130円	1,013円
	要介護5	11,340円	1,134円
6時間以上 7時間未満	要介護1	6,780円	678円
	要介護2	8,010円	801円
	要介護3	9,250円	925円
	要介護4	10,490円	1,049円

	要介護 5	11,720円	1,172円
7時間以上 8時間未満	要介護 1	7,530円	753円
	要介護 2	8,900円	890円
	要介護 3	10,320円	1,032円
7時間以上 8時間未満	要介護 4	11,720円	1,172円
	要介護 5	13,120円	1,312円
8時間以上 9時間未満	要介護 1	7,830円	783円
	要介護 2	9,250円	925円
	要介護 3	10,720円	1,072円
	要介護 4	12,200円	1,220円
	要介護 5	13,650円	1,365円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
延長加算	所要時間が9時間以上10時間未満の場合	500円	50円
	所要時間が10時間以上11時間未満の場合	1,000円	100円
	所要時間が11時間以上12時間未満の場合	1,500円	150円
入浴介助加算Ⅰ	利用者の入浴介助を行った場合 (1日につき)	400円	40円
入浴介助加算Ⅱ		550円	55円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)イ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者 へ機能訓練を行った場合(1日につき)	560円	56円
個別機能訓練加算 (Ⅰ)ロ		760円	76円
個別機能訓練加算Ⅱ	(1ヵ月につき)	200円	20円
ADL維持等加算Ⅰ	ADL維持等加算(1ヵ月につき)	300円	30円
ADL維持等加算Ⅱ		600円	60円

栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合（1回につき。月2回まで）	2,000円	200円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	利用者へ栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に情報を文書で共有した場合（6月1回を限度）	200円	20円
口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ		50円	5円
口腔機能向上加算Ⅰ	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合（1回につき。月2回まで）	1,500円	150円
口腔機能向上加算Ⅱ		1,600円	160円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）（Ⅲでロを算定している場合は（イ）480円、（ロ）240円）/月 ※加算Ⅰ、加算Ⅱ、加算Ⅲのいずれか1つを算定する。	220円	22円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		180円	18円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		60円	6円
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等（＝新潟県の場合は全域）において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注3）	1月の利用料金（基本部分＋延長加算）の5%	左記額の1割
科学的介護推進体制加算	1月につき	400円	40円
認知症加算	1日につき	600円	60円
同一建物減算	同一建物から地域密着型通所介護に通う場合	-940円	-94円
送迎減算	送迎がされない場合（片道につき）	-470円	-47円
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。  令和6年6月から （Ⅰ）9.2%の加算 （Ⅱ）9.0%の加算 （Ⅲ）8.0%の加算 （Ⅳ）6.4%の加算	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の5.9% （注4）	左記額の1割
介護職員処遇改善加算Ⅱ			
介護職員処遇改善加算Ⅲ			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 令和6年6月から処遇改善加算と統合	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.2% （注5）	左記額の1割
介護職員等処遇改善加算Ⅱ			
介護職員等ベースアップ等支援加算及び支援補助金	当該加算の算定要件を満たす場合 支援補助金は1月の利用料金の0.7% 令和6年6月から処遇改善加算と統合	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の1.1%	左記額の1割

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

（注4）加算Ⅱは加算Ⅰの90%、加算Ⅲは加算Ⅰの80%となります。

（注5）加算Ⅱは1.0%となります。

※（注6） 利用者負担額（月利用合計単位×10.14の1割もしくは2割、又は3割の介護保険負担割合証に記載されている割合）

## （2）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、1時間につき1,000円の延長料金をいただきます。
食費	食事の提供を受けた場合、1食につき600円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつの提供を受けた場合、おむつ代の実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、またレクリエーションにかかる費用等は、実費をいただきます。

## （3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用日の前日に連絡があった場合	不要
利用日の前日までに連絡がなかった場合	1回500円

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

## （4）支払い方法

上記（1）から（4）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 ゆうちょ銀行 店番628 普通口座 0658085 特定非営利活動法人なのはな徳島
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、なのはな徳島 事務局に現金でお支払いください。

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	( )

### デイサービス元気の学校 協力医療機関

医療機関名 : 角田医院  
院長 : 角田 悦男  
所在地 : 徳島県徳島市上八万町西山695番地 TEL : 088-644-2122

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災保険株式会社  
保険名 介護事業者賠償責任保険  
補償の概要 対人賠償 1億円、対物賠償 1,000万円

## 12. 個人情報の保護

事業所は、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱う。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員及び管理者であった者（以下「職員であった者等」という。）が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、職員であった者等がこれらの秘密を保持するべき旨を、雇用契約の内容として明記する。
- 4 事業所は他のサービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
- 5 別紙、個人情報利用同意書に基づく利用以外に使用してはならない。

## 13. 虐待防止について

当事業者なのはな徳島は利用者の人権擁護、虐待の防止の為に下記のとおり必要な処置を講じます。

- (1) 当事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対する虐待の防止啓発、普及する為の研修を定期的実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための責任者、担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	丸岡 和弘
-------------	-------

#### 1 4. 身体拘束について

事業所は、地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。
- 3 事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### 1 5. 感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策

事業所は、事業所内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
- (2) 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防およびまん延防止のための研修並びに訓練を定期的実施する。

#### 1 6. 業務継続計画の作成

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 17. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

## 18. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口責任者：近藤 典子	電話番号：088-644-3508
	面接場所：当事業所1階の相談室	FAX：088-635-5308
	苦情解決責任者：丸岡 和弘	

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	徳島市健康福祉部高齢介護課	電話番号 088-621-5585
	徳島県国民健康保険団体連合会	電話番号 088-665-7205
	徳島県長寿いきがい課	電話番号 088-621-2168

## 19. 非常災害対策

等事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

## 20. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

## 21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

現在、実施していません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者	所在地	徳島県徳島市上八万町西山 1430 番地 2
	事業者（法人）名	特定非営利活動法人なのはな徳島 地域密着型通所介護 元気の学校
	代表者職・氏名	理事長 宿里 智子 印
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について交付、説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏 名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住 所

本人との続柄

氏 名 印